

平成29年5月1日からの自動車重量税税額表(継続検査等)

検査対象軽自動車(2輪を除く)

	2年家用					2年事業用				
	エコカー減免適用 (本則税率から軽減)	エコカー減免適用なし				エコカー減免適用 (本則税率から軽減)	エコカー減免適用なし			
		エコカー (本則税率)	エコカー以外				エコカー (本則税率)	エコカー以外		
			右以外	13年経過	18年経過			右以外	13年経過	18年経過
免税					免税					
免税	5,000	6,600	8,200	8,800	免税	5,000	5,200	5,400	5,600	

※ 平成26年4月1日以降の新車新規登録等時に免税を受けた自動車については、初回継続検査等時に納付すべき税額が免税となります。ただし、平成29年5月1日以降新車新規登録等をした乗用車については、免税要件を満たし、かつ平成32年度燃費基準+40%以上を達成している車両のみ初回継続検査時も免税となります。

※ 継続検査等時にエコカー減税の対象となる車両については、継続検査等時に納付すべき税額が本則税率となります。